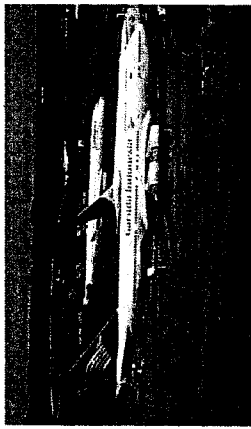


成田税関支署概況



平成22年7月

1 成田税関支署の沿革・機構等

(1) 沿革

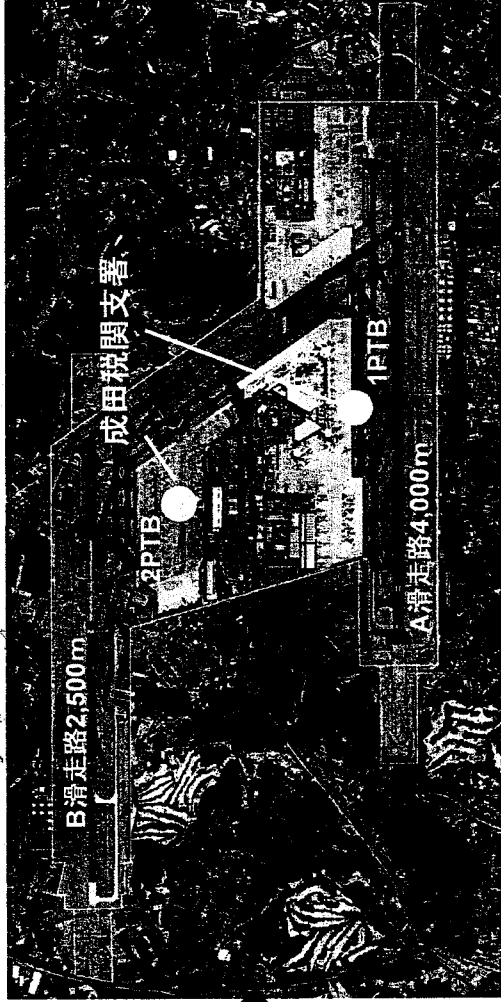
- 昭和53年 5月 成田税関支署開設 (成田空港開港)
昭和53年
- 平成4年12月 第2PTB供用開始
- 平成14年4月 暫定平行(B)滑走路(2,180m)供用開始
- 平成21年10月 B滑走路(2,500m)供用開始
2010
- 平成22年3月 年間発着回数拡大(20万回⇒22万回)

(3) 航空写真

昭和53年

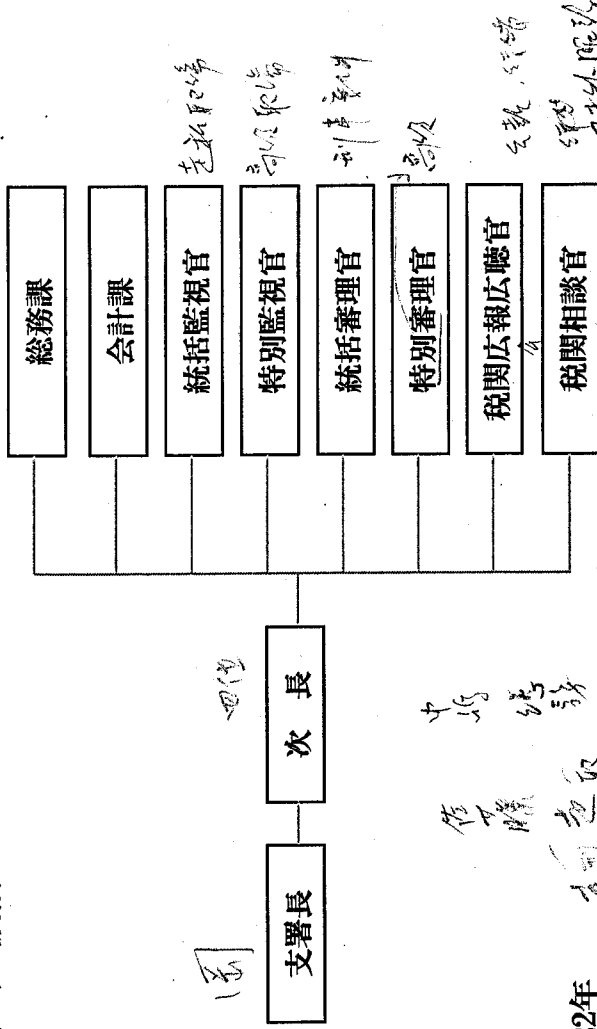


1978

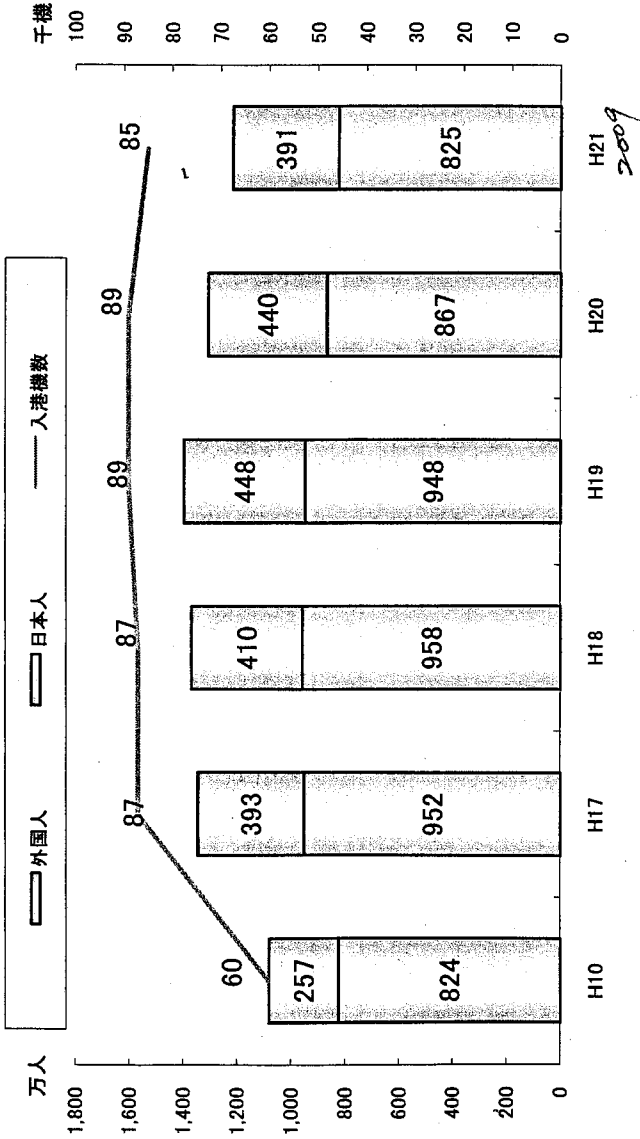


平成22年

(2) 機構



入港機及び入国旅客



※入港機数は税関統計値、入港旅客数は法務統計値

2010 ↑

【世界の空港国際線ランキング (2008年国際空港利用旅客数)】

順位	都市名	空港名	旅客数(千人)
1	ロンドン	ヒースロー	61,346
2	パリ	シャルル・ド・ゴール	55,825
3	アムステルダム	スキポール	47,349
4	香港	香港国際	47,141
5	フランクフルト	フランクフルト	46,708
6	ドバイ	ドバイ国際	36,592
7	シカゴ	チャック	36,288
8	成田	成田国際	32,324
9	ロンドン	ガトウィック	30,434
10	バンコク	スワンブール	30,104

新加坡

ACI統計

【1日あたりの入港機数及び入国旅客数】

	旅客機数	入国旅客数	貨物機数
1ビル	115	22,981	31
北 N棟	47	10,159	
南 S棟	68	12,822	
2ビル	88	18,162	
合計	203	41,143	

※入港機数、入国旅客数ともに税関統計値(H21)

12,000
11,000

エ
7月2日
海技部
関西支隊
日本橋

3 水際取締り

佐藤 文 氏

(1) 密輸動向 【不正薬物の摘発実績 (成田空港)】

種 類	年		平成19年	平成20年 (航空旅客)	平成21年 (航空旅客)	(前年同期比)
	件数	数量 (g)				
覚せい剤	件数	数量 (g)	32 78,823 (内原料41,264g)	40 52,732	64 86,416	170.0% 163.9%
	数量 (錠)	数量 (錠)	91 (内原料81錠)	22,261	0	全減
大麻	件数	数量 (g)	37 34,705	40 26,249	56 37,104	140.0% 141.4%
	数量 (g)	数量 (g)	1 452	1 452	0 0	全減 全減
ヘロイン	件数	数量 (g)	4 13,967	3 1,150	2 7,006	66.7% 609.2%
	数量 (g)	数量 (g)	5 16,721	0 0	2 1,202	全増 全増
あへん	件数	数量 (g)	1 1,905	1 985	0 0	全減 全減
	数量 (錠)	数量 (錠)	0	1	0	全減
向精神薬	件数	数量 (g)	32 294,591 1,829	6 101,073 160	1 100,109 155	16.7% 全減 全減
	数量 (錠)	数量 (錠)	0	0	0	全減
MDMA等	件数	数量 (g)	0 0 0	0 0 0	0 0 0	— 全増 全増
	数量 (片)	数量 (片)	0 0 0	0 0 0	8 0.5	8 0.5
LSD	件数	数量 (g)	5 4,491	0 0	2 22	全増 全増
	数量 (錠)	数量 (錠)	0	0	0	全減
ケタミン	件数	数量 (g)	9 264 11099	2 495 6	43 84 46,987	2150.0% 17.0% 783,116.7%
	数量 (錠)	数量 (錠)	0	0	0	全減
その他 (※)	件数	数量 (g)	126 150,801 307,682	93 81,240 124,325	174 131,835 46,995	187.1% 162.3% 37.8%
	数量 (錠)	数量 (錠)	2 0 206	0 0 0	2 1 29	全増 全増 全増
不正薬物 合計	件数	数量 (g)	206	0	29	全増
錠剤類	数量 (錠)	数量 (錠)	0	0	1	全増
実包 (莖)	数量 (莖)	数量 (莖)	206	0	29	全増

- ※ 1件の摘発で犯則物件が複数のとき、数量はそれぞれの欄、件数は最も重量の重い薬物欄に計上した。
- ※ 重量については、小数点以下を四捨五入した値であり、MDMA重量 (g) は破砕片を含んだ値である。(微量については小数点以下を表示)
- ※ 平成19年のMDMA等には成分としてMDMAの他に覚せい剤、ケタミン、3 CPPを含有する組合錠剤、破砕片を含む。
- ※ 平成19年摘発の覚せい剤原料2件160,373.2gについては、原料である塩酸ブノイドフェドリンの含有率が25.73%であったことから、同値を乗じて算出した41,264.024gを押収量として計上。
- ※ 平成21年のMDMA、LSDの数量については微量であるため小数点以下を表示。

使用実態調査表を閲覧
0.02g => 3.000g
資料: 覚せい剤, 覚せい剤 (破砕)

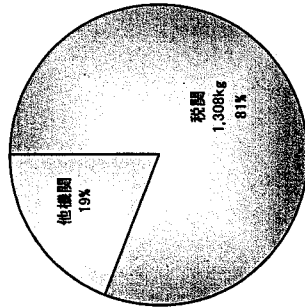
平成19年覚せい剤取締り
覚せい剤取締り

白 - 白粉
黒 - 覚せい剤

(2) 国内薬物押収量全体に占める税関での押収量の割合 (平成16年～平成20年累計)

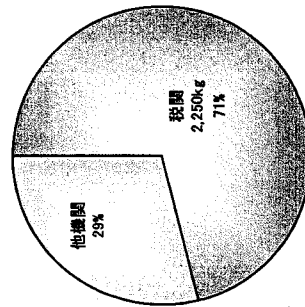
～ 国内押収量全体のうち、約8割を
水際において摘発～

覚せい剤事犯



押収量計：1,617kg

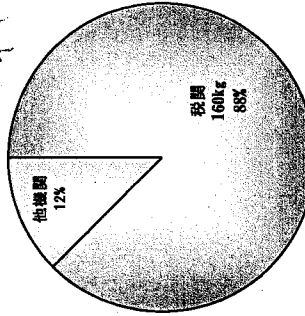
大麻事犯



押収量計：3,165kg

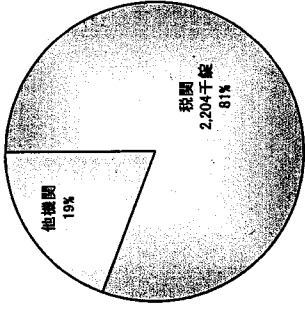
麻薬類事犯

(コカイン、ヘロイン、あへん等)



押収量計：183kg

MDMA等合成麻薬



押収量計：2,734kg

(注) 「税関での押収量」には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む

覚せい剤は流通、物地方を地研商販から品
40、50年前備忘録：海関人員は流通強化取締着品
高層退治思案、警察等

6年前の比刺時新開工作、旧前1800個押収
海関・起付場等 ⇒ 望後中河家 → 取締北海流
取美 → 注重研定金問取
綜合之、以取締花逃及海関主要不在
海関商控と牡丹、定金押収10%

以前は物未取締能、不得取貨 ⇒ 先能花通商、再中報

要展中既商希能提供通商作信、所勿留建立た是善台司管治新定

輸出物品販売場制度について

事業者が「輸出物品販売場」として物品を免税販売するためには、次の1から5のすべてを満たしていなければなりません。

免税店

1 「輸出物品販売場」の許可を受けていること

輸出物品販売場の許可は、事業者の納税地を所轄する税務署長に、事業者が経営する販売場ごとに許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、原則として次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。
- ② 販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設（例えば非居住者向特設売場等）を有するものであること。
- ③ 申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。
- ④ 申請者の資力及び信用が十分であること。
- ⑤ ①から④のほか許可することにつき特に不相当であると認められる事情がないこと。

なお、輸出物品販売場の許可は、場所的要件、物的要件、人的要件を総合して判断し、「特定の場所」に対して許可を行うものですので、例えば、許可を受けていた店舗を移転した場合には、改めて移転先の店舗について、許可を受けなければなりません。

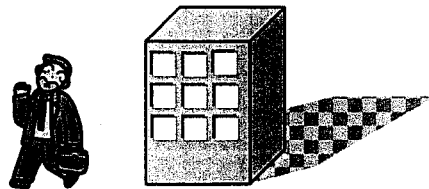
2 「非居住者」に対する販売であること

輸出物品販売場において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法で規定されている「非居住者」に限られています。販売に際しては、パスポート等で確実に確認してください。

「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有していない者をいいます。

例えば、外国人であっても

- ① 日本国内にある事務所に勤務している者
 - ② 日本に入国後6か月以上経過した者
- は、非居住者に該当しません。



3 「免税対象物品」の販売であること

許可を受けた輸出物品販売場で販売されるすべての物品が免税の対象となるわけではありません。輸出するために購入される物品のうち、次の2つの条件を満たす物品のみ免税の対象とされています。

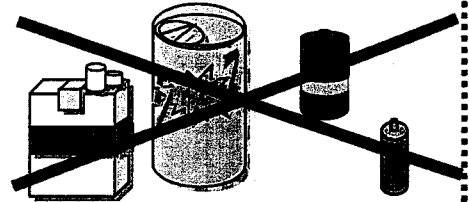
- ① 通常生活の用に供される物品
- ② その物品の購入額の合計額が1万円超の物品

したがって、非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は含まれません（非居住者が国外に所在する事業者の代理として、このような物品を購入する場合も同様です。）。

また、この制度は、非居住者が国外に輸出することを前提として設けられた制度ですので、国内で消費してしまう可能性のある物品については対象外とされています。

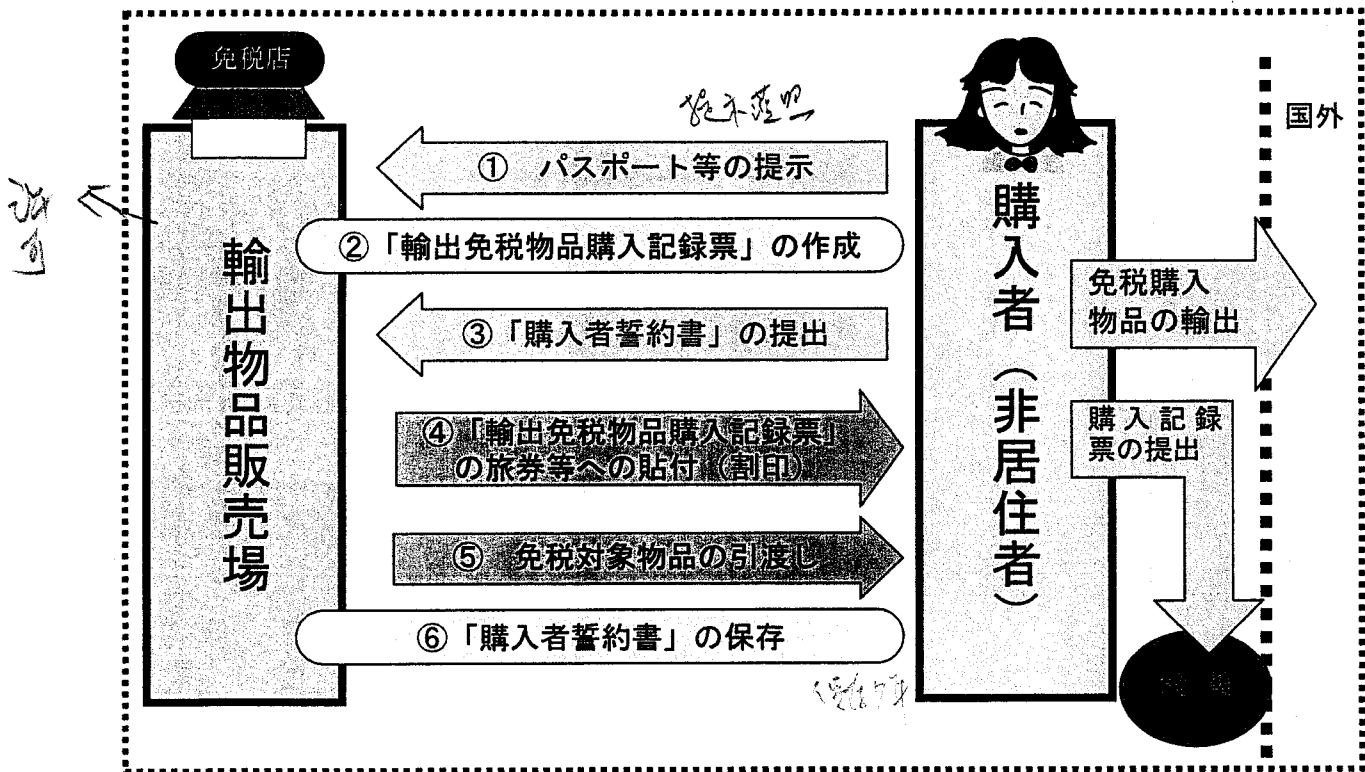
● 例えば・・・

食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、フィルム、電池その他の消耗品は含まれません。



4 「所定の手続」で販売すること

免税で販売を行う場合には、次の手続によらなければなりません。



5 「購入者誓約書」を保存していること

輸出物品販売場における輸出免税の特例を受けるためには、購入者が作成した「購入者誓約書」を、事業者の納税地又は販売場の所在地に保存しておかなければなりません。

なお、保存期間は、「輸出物品販売場を運営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間」と定められています。

輸出免税物品購入記録票
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export

伝票番号
Ref. No.

所轄税務署 Tax office concerned	納税地 Place for Tax Payment	販売場所在地 Selling Place		販売者氏名 Seller's Name	
上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 Passport etc.	番号 No.	国籍 Nationality	購入年月日 Date of Purchase	
	旅券 PASSPORT				
上陸年月日 Date of Landing	在留資格 Status of Residence		購入者氏名(活字体)及び生年月日 Name in Full(In Block Letters) and Date of Birth of Purchaser		
			(月 日 年 Month Date, Year)		
品名 Name of Commodity	数量 Quantity	単価 Unit Price		販売価額 Price	

出国の際には、上記の物品(裏面2ただし書に該当した物品を除く。)をこの票とともに税関に提示して下さい。
When you depart from Japan, you are requested to show the customs the above commodities, together with this card, except for those exempted from tax by virtue of the Proviso of the second Remark on the reverse side.

(用紙 日本工業規格A6)

裏面

注意

1. この票は本邦を離れるまで旅券又は上陸許可書から切り離してはなりません。出国する場合又は本邦居住者となった場合には、必ずこの票を税関又は税務署に提出して下さい。
2. 免税で購入した物品を、帰国の際に携帯していなかつたときは、その購入物品に対する消費税を徴収され、また場合によつては所定の罰則の適用を受けることとなります。ただし、災害その他の事情で滅失した場合において税関の承認を受けたとき、又は郵送等の方法により既に外国に輸出したことの証明書を提出したときは、消費税の徴収を免除されます。

Remarks

1. Do not tear off this card from your PASSPORT or PERMISSION TO LAND before your departure from Japan. You are required to surrender this card without fail to the customs or the tax-office, when you depart from Japan or become a "resident" in Japan.
2. You are obliged to take out with you all commodities purchased free from tax by means of this card when you leave this country. Otherwise, you shall be obliged to pay consumption tax on them and it is expected that you shall be punished under the penal provisions of the Consumption Tax Law. This rule, however, is not applicable, in case it is acknowledged by the customs that tax-exempt commodities purchased have been lost because of inevitable accidents or in case you produce to the customs a proof that they have already been dispatched abroad through mail or other channels.

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書

伝票番号

Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export

Ref. No.

下記の物品は、日本から最終的には輸出するものとして購入し、日本で処分しないことを誓約する。 I certify that the commodities listed below are purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of in Japan			販売者氏名 Seller's Name	
署名 Signature				
上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 Passport etc.	番号 No.	国籍 Nationality	購入年月日 Date of Purchase
	旅券 PASSPORT			
上陸年月日 Date of Landing	在留資格 Status of Residence	購入者氏名(活字体)及び生年月日 Name in Full(in Block Letters) and Date of Birth of Purchaser		
		(月 日 年) Month Date Year		
品名 Name of Commodity	数量 Quantity	単価 Unit Price	販売価額 Price	

(用紙 日本工業規格A6)